

第3回

認定看護管理者再認定の手引き

- 認定看護管理者の再認定審査は書類審査で行われます。
- 書類に不備があった場合には不合格となるため、十分注意して書類を作成・提出してください。

2011年

日本看護協会

【目次】

I. 2011年認定看護管理者再認定の流れ	1
II. 第3回認定看護管理者再認定審査 実施概要	1
1. 審査について	
2. 申請資格	
3. 再認定審査申請手続き	2
1) 申請期間	
2) 申請方法	
4. 審査	3
5. 審査結果の通知	3
6. 認定登録および認定証の交付	3
III. 提出書類一覧	3
IV. 連絡先の変更手続き	4
V. 個人情報保護方針について	4
VI. 申請書類の送付先および問合せ先	4
(参照) 日本看護協会認定看護管理者規則及び細則 (抜粋)	5
別添1 再認定審査申請書類の作成方法および注意事項	6
別添2 看護管理実践報告書 (様式管C-5) 審査の視点	10
別添3 自己研鑽ポイントの換算表	11
別添4 自己研鑽の実績の加算対象となる学会一覧	12

I. 2011 年認定看護管理者再認定の流れ

日程	申請者	日本看護協会
2011 年 4 月下旬	「認定看護管理者再認定の手引き」の 確認、申請準備	「認定看護管理者再認定の手引き」の掲 載（公式 HP）
7月19日（火）～ 7月29日（金）	Web申請、審査料振込、申請書類の 送付	申請資格確認及び申請者の確定
9月～10月		審査及び合否判定
11月	審査結果の受領 認定登録申請	審査結果通知（文書）
12月		認定登録申請の確認 認定看護管理者名簿への登録
	認定証の受領	認定証の交付

II. 第 3 回認定看護管理者再認定審査 実施概要

1. 審査について

日本看護協会認定看護管理者規則第 33 条の規定に基づき実施する。

2. 申請資格

日本看護協会認定看護管理者規則第 29 条、第 33 条及び細則第 25 条、第 29 条の規定の通り。

認定看護管理者規則

第 29 条 更新のため認定看護管理者の認定を申請する者（以下「認定更新申請者」という。）は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を有すること。
- (2) 申請時において、認定看護管理者であること。
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護管理実践及び自己研鑽の実績があること。

第33条 規則第31条に基づき資格を喪失後に再び認定看護管理者の認定を申請する者（以下「再認定申請者」という。）の審査は、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

- 2 再認定申請者については規則第29条の2号を免除する。

認定看護管理者細則

第25条 規則第28条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間に次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護管理実務時間が2,000時間以上に達していること。
- (2) 制度委員会が認めた研修会、学会への参加や発表または雑誌発表など自己研鑽の実績が規定の内容で50点以上に達していること。
- (3) 積極的に社会活動をしていること。

第29条 規則第33条の規定に基づき再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第25条の各号をすべて満たしていなければならない。

3. 再認定審査申請手続き

1) 申請期間

2011年7月19日（火）～ 7月29日（金）

2) 申請方法（以下の1から3の全てを行うこと）

	方法
1. Web申請	<p>1) 申請期間内に日本看護協会公式ホームページ（下記アドレス）にアクセスし、「認定看護管理者認定更新審査 受験申請情報入力画面」に必要事項を入力する。</p> <p>URL: https://nintei.nurse.or.jp/RecNurse/index.aspx</p> <p>（ホームページにWeb申請画面見本を掲載するので確認すること。）</p> <p>2) Web申請で記入したEメールアドレス宛に自動応答でWeb申請完了及び審査料振込に関するメールを送信するため、携帯電話のメールアドレスの登録は避けること。</p> <p>3) Web申請の入力内容に誤りがあった場合は、再申請せずに訂正内容を認定部宛にメールで連絡する。</p> <p>4) 以下の場合はWeb申請を再度行わずに、認定部へ問い合わせること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動応答の返信メールが文字化けしている。 ・Web申請後2～3日以内（申請期間最終日はその日のうち）に返信メールの受信が確認できない。
2. 審査料振込	<p>1) 審査料：30,000円</p> <p>2) 振込先：Web申請者に対し、Eメールで個別の振込先口座番号を案内する。 詳細はEメール参照。</p> <p>※振込先口座番号は申請者ごとの個別のものである。</p> <p>※振込先口座番号は審査合格後の認定料振込の際も使用するため、保管する。</p> <p>3) 振込時の注意事項</p> <p>① 振込名義は申請者の氏名とし、施設名での振り込みは避ける。</p> <p>② 振込日を再認定審査申請書類確認用紙（様式管S-1）に記載する。</p> <p>※振込明細書などの提出は不要だが、必ず保管する。</p> <p>③既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。</p>
3. 申請書類送付	<p>1) 申請書類様式は日本看護協会公式ホームページからダウンロードする。</p> <p>URL: http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/kanrisha/index.html#c</p> <p>2) 「申請書類の作成方法および注意事項」（別添1）を参照の上、申請書類を作成する。</p> <p>3) 申請期間内に配達記録が残る方法（簡易書留や宅配便）にて送付する。</p> <p>※宅配便の場合は平日の9:00～17:00の間に到着するよう日時指定をする。</p> <p>4) 提出された書類はいかなる理由があっても返還しない。</p> <p>5) 書類の持参は受け付けない。</p>

4. 審査

- 1) 審査方法：書類審査
- 2) 審査時期：9月～10月

※なお、審議の過程で申請者に対し、Web申請で記入したEメールアドレス宛に連絡することがある。

5. 審査結果の通知

審査結果は2011年11月下旬までに申請者宛に文書で通知する。

※電話やEメールなどによる合否の問い合わせには一切応じない。

6. 認定登録および認定証の交付

- 1) 合格者には、審査結果とともに認定料の納付および登録に必要な手続きについて案内する。あわせて認定登録番号（仮）を発行する。
- 2) 認定料（20,000円）を審査料と同じ振込口座へ期日までに振込む。
- 3) 手続きを完了した者に認定証を交付し、認定看護管理者名簿に登録する。
- 4) 認定登録者および所属施設が情報公開について承諾した場合に、公式ホームページ「認定看護管理者登録者一覧」に氏名及び所属施設名を公表する。

URL：<http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/nintei/touroku.html>

Ⅲ. 提出書類一覧

様式	内容
管S-1	再認定審査申請書類確認用紙
管S-2	推薦書
管C-3	看護管理実践時間証明書
管C-4	履歴書
管C-5	看護管理実践報告書
管C-6	自己研鑽ポイント申告表
管C-7	社会活動に関する報告書
管C-8	学会・研究会への発表に関する報告書
管C-9-①	学会・研究会への参加に関する報告書
管C-9-②	学会・研究会への参加に関する証明
管C-10-①	研修プログラムへの参加に関する報告書
管C-10-②	研修プログラムへの参加に関する証明
管C-11	論文発表に関する報告書
改姓を証明する書類	改姓前後の姓名が確認できる証明書類（該当者のみ）

IV. 連絡先の変更手続き

Web申請にて入力した情報にて個人情報管理しているため、Web申請時の内容に変更がある場合は、以下の方法にて認定部に届け出る。

期間	連絡方法
7月29日（Web申請締切） ～結果通知	下記アドレス宛にメールにて届け出る。 cna@nurse.or.jp
結果通知後～認定証送付	合格者に対し結果通知とともに発行する認定登録番号（仮）を使用し、 本会公式ホームページより登録内容の変更を行う。（詳細は以下のURL を参照） URL: http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/howto/index.html#04

※10月末日までの変更内容（改姓等）は認定証へ反映する。11月以降の変更は再交付申請（発行料1,000円）により受付ける。（詳細は以下のURLを参照）
URL：<http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/howto/saikoufu.html>

V. 個人情報保護方針について

日本看護協会における個人情報保護方針に準ずる。

URL：<http://www.nurse.or.jp/privacy/index.html>

VI. 申請書類送付先および問合せ先

1. 送付先

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会 認定部 第3回認定看護管理者再認定審査 係

2. 問合せ先

日本看護協会認定部（認定看護管理者担当）

申請方法に関すること	電話番号 03-5778-8546 受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除く）14時から17時
その他	E-mail:cna@nurse.or.jp

(参照) 日本看護協会認定看護管理者規則および細則 (抜粋)

日本看護協会認定看護管理者規則

第7章 認定看護管理者の認定の更新

第28条 本会の認定を受けた認定看護管理者は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第29条 更新のため認定看護管理者の認定を申請する者(以下「認定更新申請者」という。)は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の保健師、助産師および看護師のいずれかの免許を有すること。
- (2) 申請時において、認定看護管理者であること。
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護管理実践および自己研鑽の実績があること。

第30条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

第8章 認定看護管理者の資格の喪失

第31条 認定看護管理者は、次の各号の理由により、認定委員会の議決を経て、認定看護管理者の資格を喪失する。

- (1) 認定看護管理者の資格を辞退したとき。
- (2) 認定看護管理者の認定の更新をしなかったとき。
- (3) 規則第29条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき。
- (4) 日本国の保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許を喪失、返上または取り消されたとき。

第9章 認定看護管理者の再認定

第33条 規則第31条に基づき資格を喪失後に再び認定看護管理者の認定を申請する者(以下「再認定申請者」という。)の審査は、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

2 再認定申請者については規則第29条の2号を免除する。

日本看護協会認定看護管理者細則

第6章 認定看護管理者の認定の更新

第25条 規則第28条の規定により、認定の更新を受けようとする者(以下「認定更新申請者」という。)は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護管理実務時間が2,000時間以上に達していること。
- (2) 制度委員会が認めた研修会、学会への参加や発表または雑誌発表など自己研鑽の実績が規定の内容で50点以上に達していること。
- (3) 積極的に社会活動をしていること。

第7章 認定看護管理者の再認定

第26条 認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

- (1) 認定看護管理者認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務施設の長の発行する勤務証明書
- (4) 認定看護管理者認定証取得後5年間の看護管理実績報告書
- (5) 認定看護管理者認定証取得後5年間の自己研鑽の実績報告書

2 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。

第29条 規則第33条の規定に基づき再認定を受けようとする者(以下「再認定申請者」という。)は、申請時において過去5年間に細則第25条の各号をすべて満たしていなければならない。

第30条 再認定申請者は、細則第26条の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。この場合、4号、5号に定める申請書類について「認定証取得後5年間」を「申請時において過去5年間」と読み替えるものとする。

第31条 認定看護管理者の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに、認定看護管理者認定申請書に理事会が定める認定料を添えて本会に提出しなければならない。

全文は以下 URL を参照

<http://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/howto/pdf/kansaisoku.pdf>